

# 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 基礎研究医養成活性化プログラム

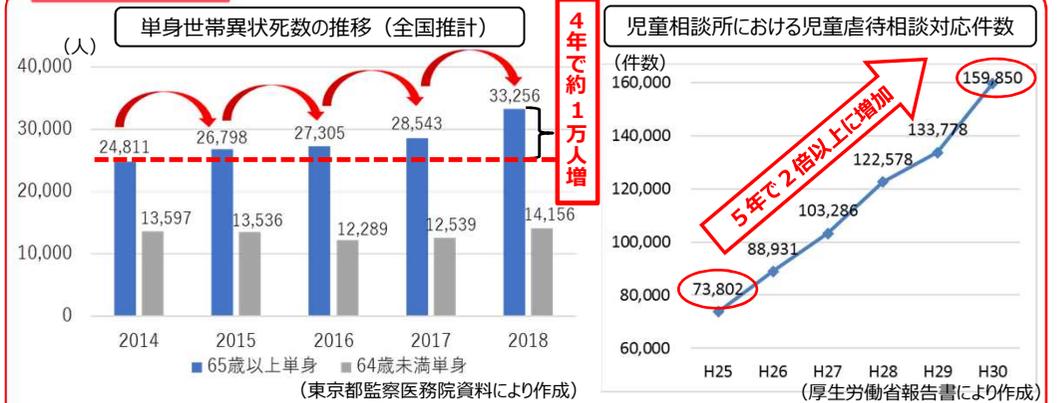
令和3年度予算額（案） 0.7億円  
（前年度予算額 0.6億円）



## 背景・課題

- 令和2年4月施行の死因究明等推進基本法を踏まえ、犯罪見逃しの防止や未知の感染症の疑いのある遺体の取扱いなど、我が国の治安や公衆衛生の向上に向けて、死因究明等の取組を促進する必要がある。
- 一方、死因究明等を担う医師や歯科医師が全国的に不足する中、大学における法医学・歯科法医学の人材育成体制のさらなる充実の必要がある。  
⇒**法医解剖医等の地域偏在と不足の解消**
- 児童虐待の相談件数が大幅に増える中で、虐待の見過ごしが懸念されており、児童の受けた傷からその原因を法医学の観点から適切に診断できる人材が新たに参画する必要がある。  
⇒**小児科等臨床医と連携する法医学人材の不足の解消**
- 新型コロナウイルス感染症等未知の感染症の疑いのある異状死体の検死に当たり、解剖従事者等の不安を解消する必要がある。  
⇒**未知の感染症に対応できる人材不足と解剖設備等の未整備の解消**

## 各種データ



- 47都道府県の大学法医学教室に在籍する法医の数は、最も多い東京都で21人いる一方、16の県で1人しかいない。
- 日本法医学会アンケートによると、全国90機関※中、新型コロナウイルス感染症等の疑いのある遺体を安全に受け入れ可能と回答したのは17機関に止まる ※各地の監察医務院及び日本法医学会加入の医科・歯科大学

## 事業概要

### 【法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成】

- 法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院学生の養成や、臨床医・臨床歯科医の学び直しを行う教育拠点を構築。
- 過去の死因究明等に関するデータの管理・分析機能を集約するとともに、それらのデータを活用して、児童虐待等の痕跡の判別や薬毒物中毒による死因の判別など、死因究明等に関する優れた知識・技能を有する人材を養成するプログラムを構築。

- ◇事業期間：最大5年間（令和3年度～7年度）
- ◇選定件数・単価：2拠点×2,000万円

### 【継続分】病理学分野等における基礎研究医の養成と確保

- 複数の大学がそれぞれの強みを生かし連携するなど、大学院課程において病理学を始めとする優れた基礎研究医を養成。⇒令和元年度までに81人の履修者を受入
- ◇事業期間：5年間（平成29年度～令和3年度）
- ◇選定件数・単価：5拠点×約700万円

## <取組イメージ>



## <期待される成果>

- ☆死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明の推進
- ☆大学や自治体間でのデータベースの構築による死因究明等の質の向上と児童虐待等の早期発見・防止への活用
- ☆未知の感染症等が疑われる死因不明遺体の受入体制強化による公衆衛生の向上